平成２６年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

（災害関係）

平成２５年７月９日

全　国　知　事　会

１　大規模・広域・複合災害対策の推進について

現在の災害対策法体系について、大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

見直しに当たっては、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、ＮＰＯなど、全ての主体が総力を挙げて対応できる法体系・仕組みとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）緊急時対応における役割分担のあり方

地方や民間等の主体的な活動を原則としつつ、それで対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

（２）包括的な適用除外措置の創設

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。

（３）国の財政支援に係る事務手続きの簡素化等

大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化、資金使途や期間制限等の制約撤廃など、必要な見直しを行うこと。

（４）緊急時対応体制の構築

国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。

（５）広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制について、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理も含めて体制を構築すること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

（６）災害救助法の見直し

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求、期間や資金使途などの制約の撤廃等、被災自治体及び避難者受入自治体等の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

（７）巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化

南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の新たな被害想定に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興を図るため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」の早期成立、地震対策大綱及び応急対策活動の具体計画・事前の復旧・復興計画の策定等について重点的に取り組むとともに、基幹的広域防災拠点の増強・追加・整備を進めること。

（８）複合災害対策の推進

原子力災害を含む複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、従来の府省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応が可能となるよう、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

（９）災害対策法制等の見直しの更なる推進

上記のほか、中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」及び全国知事会意見・要望の反映に配慮すること。また、これまで国において進めてきた災害対策法制等の見直しの中で反映できない事項については、引き続き、見直しを検討すること。

２　災害予防対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策の推進が必要である。そのため、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防対策の取組を確実に推進すること。

特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）災害予防対策の推進

地域防災力の向上に対する支援、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、建物を守る地盤対策、共済制度や地震保険制度の充実、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化、津波対策及び液状化対策など、必要なハード・ソフト対策を推進すること。

（２）調査研究等の充実・強化

地震津波、風水害や土砂災害、火山噴火等の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化、日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進すること。

（３）財源の確保

南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定地域を含む全国各地におけるハード・ソフト対策を引き続き推進するため、事前防災・減災に資する事業について、確実な財源措置等をすること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

（４）公共インフラの代替・補完体制の構築

大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）に備え、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消、リダンダンシーの確保などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進めること。

３　総合的な復旧復興支援制度の確立について

被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

（１）各種制約の緩和・撤廃等

復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる簡素化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、既存制度にとらわれない規定を創設すること。

（２）被災者生活再建支援制度のあり方等

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

（３）超大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

４　原子力災害対策の推進について

（１）原子力安全対策の充実

○　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

○　新たな規制基準の策定や今後の見直しに当たっては、現在も続く東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行った上、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、ＩＡＥＡ等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、科学的根拠に基づく真に実効性のある安全規制を確立すること。また、常に世界の最新の知見を反映し、国民に対し十分な説明を行うこと。

（２）原子力防災対策の整備

○　原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、原子力の防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

○　実効性のある防護対策のために、原子力発電所の状態やＳＰＥＥＤＩ等の放射性物質の大気中拡散予測に関する信頼性の高い情報、避難指示に関する情報等を迅速に公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用できる具体的な仕組みを構築すること。

○　高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員の作業に関連する法整備を検討すること。

○　防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所等の整備及び放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。

○　都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国としても積極的に地方と連携し、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、並びに必要な資機材の整備を行うなど、広域的な防災体制を整備すること。

○　地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。